

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第 80 回）議事概要

日 時 令和 8 年 4 月 20 日（月）10：00～11：51

場 所 オンライン会議による開催

参加者 （１）構成員 相田主査、山下主査代理、荒牧委員、高橋専門委員、武田
専門委員、内藤専門委員、西村（暢）専門委員、西村（真）
専門委員、橋本専門委員

（２）オブザーバ

NTT 東日本株式会社 中井 裕史 経営企画部 営業企画部門長

NTT 西日本株式会社 木下 雅樹 経営企画部 営業企画部門長

（３）事務局

（総務省） 吉田電気通信事業部長、井上事業政策課長、
飯嶋料金サービス課長、小川料金サービス課長補佐、
廣瀬料金サービス課長補佐、
伊井料金サービス課長補佐

【議事要旨】

（１）モバイル接続料の検証について

○ 事務局から説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

（２）5G（SA方式）のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの
在り方について

○ 事務局から説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

（３）接続料の算定等に関するワーキンググループにおける検討結果について

○ 相田ワーキンググループ主査及び事務局から説明を行った後、質疑応答及び
意見交換を行った。

【主な発言】

（１）モバイル接続料の検証について

○武田専門委員

今回、衛星直接通信についての言及がありましたので、それについて３点ほど質問させていただきます。

まず１点目ですが、６ページにあるように、KDDI と沖縄セルラーは去年の４月からサービスを始めておられまして、NTTドコモは今月の２７日から、そして、ソフトバンクも今年中に提供開始を発表されていて、現時点では従来の接続料と、SMS接続料を、同額とされているということですが、実際には既に衛星通信特有の設備費用やライセンス費用等、追加費用が発生しているのでしょうか。

２つ目ですが、４６ページには、将来的にこうしたコストが一体的に算入される可能性があるかと書かれています。それ以外に衛星通信用の接続料として分離して、別にされる可能性はあるのかどうか確認させてください。

３点目ですが、６ページの例では、MNO３社とスターリンクとの契約については書かれています。MNOの楽天モバイルとASTスペースモバイルも年内にサービスを開始する予定と公表されています。このケースはスターリンクのケースと違って、創業時から出資しているので、コスト負担はかなり大きいと思われますが、こういうケース

はどのように考えるのでしょうか。これら3点についてお伺いできれば幸いです。

○廣瀬料金サービス課課長補佐

まず1点目、実際に現時点で費用がかかっているのかということですが、恐らくかかっていると思うのですけれども、KDDIが2025年度からこういったサービスを提供されている一方で、2025年度の接続会計といった形で我々の方に実績を報告いただくのは、この後の6月ということになってまいりますので、まだ具体的な数字等は我々のほうで何か把握できる状況にはないということでございます。

それから2点目、衛星と普通のSMSで一体的に接続料を設定するのか、別に設定するのかといったお話だと理解しましたがけれども、本来的には、別の機能であれば、別々に算定していただければ一番シンプルだとは思いますが、どうもお話を聞いている限りだと、SMSとしては、最終的に衛星経由で届くか、あるいは地上のネットワークで届くかが区別できない部分があって、どちらが何通あって、幾らで成立するかというのをなかなか分けて計算するのが難しいといった状況にもあるようでございまして、まだ各社から出そろわないと何とも言えないのですけれども、場合によっては、そういう技術的に難しい部分を乗り越えられれば、別々に設定するということもできるのかもしれないというところでございます。

また、そもそもそういったコストを自社の利用者から回収するのか、接続料といった形でやり取りする事業者間で回収するのかといった部分も、いろいろな考え方はあり得ると思いますので、今後どうなっていくか注視していきたいと思っております。

それから、3点目の楽天モバイルに関して申し上げますと、規制という意味では他の3社とちょっと状況が違いまして、二種指定設備に指定されている設備はない事業者ですので、そもそも接続会計といったものを整理していただく義務とか、接続料を総務大臣に届出いただくといった義務自体がないという状況でございます。他方で、衛星を使ったコストは何らかかかるといえるのは同じで、総務大臣への届出の必要はないものの、接続料は何らか設定されていくのだらうというところでございますので、ここら辺の動きも今後見ていければと思っております。

○相田主査

先ほど事務局から御紹介ありましたように、次回以降、事業者ヒアリングを行う予定ですので、必要があれば、ヒアリング項目に加えていただくなり、自主的にプレゼンの中に含めていただければと思います。

○西村（暢）専門委員

私からは1点コメントといいますか、次回からの事業者ヒアリングに際しての事業者へのお願いになるのかもしれませんが、43ページで、MVNOへの情報開示の状況という御説明がありまして、特に2点目に、MVNOからは開示情報に差が生じており、開示情報をさらに充実させることで同等性を確保してほしいという要望があり、研究会として考え方を示したというふうにつながっているかと思います。

やはりMVNO個社からの要望への対応、それから、一斉の同等性を確保したような対応、あるいは、両方組み合わせた対応といった選択肢もいろいろ考えるかと思いますが、都度対応の場合ですと、MNOのコストがかかりますし、一斉の同等対応の場合でも、どこまでMVNO個社の要望に応え得るものかというのを確認するコストも発生するかと思いますので、MNOにヒアリングされるのであれば、もう少し詳しく御説明を頂戴できればと思った次第です。

○廣瀬料金サービス課課長補佐

ありがとうございます。先生御指摘の点も踏まえて、次回のヒアリングの際に、MNOから可能な範囲で御説明いただければと思います。

1点だけ、MVNOの立場について申し上げると、予測接続料の値上げとかいった状況になりますと、一次MVNOも二次MVNO向けの卸料金等を設定しておりますので、今度はMVNO側もまた説明責任が求められるという面もあって、なおさら情報は欲しいという部分もあると理解しております。

他方で、MNOにとっては競争をやっている部分でもありますので、契約相手のMVNOとはいえ、なかなか全てをさらけ出すわけにもいかないという中で、こういう論点が生まれてきているのかなと思いますけれども、先生御指摘の点も踏まえて、ヒアリングを受けて検討していければと思っております。

(2) 5G (SA方式) のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方について

○山下主査代理

23ページの論点2が、やはりMNOとMVNOとの間で考え方や印象等が異なって、対立点になるのではないかと予想しておるのですけれども、そういう意味では、せっかくの機会ですので、お互いがどのように思っているかのすり合わせが忌憚なく行われることが、将来的にも大事なのではないかと思っておりますので、関係の皆様には、ヒアリングの際によりよく御協力いただきたいと思います。

○廣瀬料金サービス課課長補佐

ありがとうございます。先生のおっしゃるように、ヒアリングの際に忌憚ない御意見を伺えればというふうに思っております。

他方で、MVNO側も、新たな形態での接続に取り組むためには設備投資をしていくという判断をしていかなければならないということで、なかなか大きな問題だと思しますので、言えることと言えないことがあるのかもしれませんが、場合によっては構成員限りといった形も含めて、うまく説明資料を作っていただければと思っております。

○相田主査

MVNOといっても、コネクティッドカーを提供していらっしゃる方とか、格安SIMを提供していらっしゃる方とか、どういうビジネスをしようとしていらっしゃるかということで、様々な方がいらっしゃるのかなということで、先ほどのヒアリング項目でも、その他MVNO個社で希望があればということでしたけれども、そういった様々なタイプのMVNOの意見が吸い上げられるといいかなと思いました。

○廣瀬料金サービス課課長補佐

ありがとうございます。おっしゃるとおり、MVNOによって力の入れどころみたいなものが違うと思いますので、ご希望があれば個社での御説明も歓迎するという形にしております。

他方で、MNOとの接続の話ですので、たくさんいらっしゃるMVNOの中でも、一次MVNOとしてMNOと接続されている、契約の仕方としては卸かもしれませんが、物理的な接続をされているMVNOの数はある程度限られているところではあります。もちろん、これまで接続していなくても、今後接続を考えていらっしゃるというMVNOであればご意見は歓迎なのですけれども、自ずとプレーヤーは決まってくるの

かなという気はしております。

(3) 接続料の算定等に関するワーキンググループにおける検討結果について

○相田主査

ワーキンググループ主査である私から少しか補足させていただきますと、特に前2つの固定系の議題につきましては、事業者等から多くの御提案、あるいは御要望というものをいただきました。ワーキンググループのメンバーといたしましても、現在の方式が完璧なものである、改良の余地が全くない等とは決して思っていないのですが、御提案いただいた内容を精査させていただくと、現在の方式よりもそちらのほうが良いとは必ずしも言えないというところで、今までどおりというケースが多かったところです。他方で特にモバイルのほうでは回線数比の算出方法等々をはじめとして、幾つか修正の御提案をさせていただき、その方向で進めていただいているという状況かと思えます。

○荒牧委員

全体に特に異存はございませんが、1点質問をさせていただきたく、最初の将来原価のページの5ページ6ページあたりの対処方針に関してなのですが、非常に現実的な議論というか、対応がなされていると感じております。

一方で今、こういう不確実性の高い時代に、例えば論点2の β 値は、前回のデータを使うかどうかの判断基準として、合理性・妥当性が失われたと考えられる場合と記載されていますが、ここに関して、実務上、例えば一定のパラメータの変動が10%とか20%とか、そういったものを超えた場合というような、トリガーとなるような値を何か定量的に設定することが可能なのか、あと、大きく変動したとしても、やはり時間的な部分というのも大事だと思っております。瞬間的な動きなのかあるいは持続的なものなのか、そういった定量的な部分と時間的な部分、この辺の客観的なものがあれば、そちらのほうの説明しやすいのかなというふうにも個人的には感じました。

そしてそれに関連するのが、論点5の情報開示のところにつきましても、もしそういった顕著な動きがあったときに、必ずしも中間年度の3年目ということに限定せずに、例えば、2年目であっても実態に応じて臨機応変に柔軟な対応が可能となれば、それはそれでそちらのほうが良いのかなというふうにも個人的に感じました。

この辺にもし御議論がありましたら、経緯等教えていただければと思います。

○相田主査

あまり明示的に議論をしたことはないかと思えますけれども、昨今の経済情勢から見て、事前に何%変動したらというようなことを設定するのは難しいのかなと思います。ちゃんと毎年必ず数字を見て、何かアクションを起こさなければならない段階に至っているのか否かということ、実際の数字を見て判断するしかないのかなというのが、座長でもございます私の印象です。

○小川料金サービス課課長補佐

今、相田主査からいただきましたとおり、明示的にこのぐらいの水準になったらということまでは今回の議論の中で整理をしているわけではございませんので、今後も特に β 値の動向を見ながら判断が必要かと思えます。

また荒牧先生からいただきました、時間的に一定程度のトレンドがあった場合なのかということについても、御参考までに、前回は令和2年度から4年度の3年間の期間の中央値を取るというようなことをやっております。次見直すときも同じ方法を取るかと

ということまでは今回決め切っておりませんけれども、そういった形で、単年度の推移をとらまえてやっていくのか、あるいは、前回のやり方を踏まえて、数年分の数字を見た上で妥当な数字を探っていくのか等も含めて、今後、その辺りは議論が必要かと考えております。

また、論点5の予測値の開示について、2年目であってもかなり数字が変わってくる場合に開示することもあり得るのではないかと御指摘をいただきまして、今の時点では、2年間ぐらいであれば、一定程度今の予測の範囲で妥当性を持って算定ができるのではないかと考えてございまして、あまりにもこの1年間でパラメータが動いてきた場合につきましては、NTT東西ともよく協議いたしまして、何らかの対応ができないかということには必要に応じて議論をしていきたいと考えております。

また、接続約款の変更認可に関する先月の電気通信事業部会の御議論の中でも、パブリックコメントの中で提出されました、あまりにも数値の変動が大きい場合は、今のこの5年間という算定期間にこだわらずに、新しい算定期間で接続料の再算定を行って、改めて認可申請すべきという御意見については、その状況も見ながら、そういった対応についても検討していくことが適当という旨、電気通信事業部会からも御答申いただいておりますので、この辺りも踏まえて対応を検討してまいりたいと思います。

○山下主査代理

資料3の21ページのところ、結局、アンテナと鉄塔の計算の仕方が各社異なっていたということをお話いただきまして、これについては、そういうことがよく判明したなということで、事務局の御苦勞に敬意を表したいと思うのですが、そうなりますと、下の段のように、独自のやり方で計算していた事業者は乖離が生じており、それをこれからほかの事業者にそろえた計算にしてくださいというお話だったと思うのですが、独自のやり方で計算していた事業者は、自社ではこれが合理性があると思ってこれまで計算していらっしゃったのではないかと思います。そのときに、いわゆるマジョリティではないからやり方を変えてくださいということになって、果たして納得いただいているのかということが少々疑問です。その辺の感触を教えてくださいました。

○相田主査

納得いただけたのかどうかというのは難しいですが、3社間で方法を統一しましょうということで、電気通信事業報告規則に基づくシンプルなものに統一することに御了解いただいたと理解しております。

○廣瀬料金サービス課課長補佐

相田主査の御説明のとおりで、最終的には、今後についてはシンプルな方法の計算で3社とも揃えていただくということで御了解いただけたものと考えております。また、これまでの研究会や今回のワーキンググループの議論を踏まえまして、総務省から各社に対しても、次の会計についてはそのような進め方でやっていただくという要請を既に行わせていただいております。

先生御指摘の、自社では合理性があると思ってやっていたという点に関して申し上げますと、例えば、計算方法を変えることで、現に届出されている接続料を遡って直すのかということも議論としてはあり得るわけですが、一回算定した接続料を直すかということまでいくと、さすがにそこは自社では合理性があるとしてやっていたものであって、遡って直すというような議論にはなっていないというところで、事業者にも御理解いただいているのかなと思っております。

以上